

令和5年度第1回鳥取市消費者行政審議会 会議概要

【開催日時】

令和5年10月30日（月）午後3時00分～午後4時30分

【開催場所】

鳥取市役所本庁舎2階 多目的室2・3

【出席者】

委員 佐々木委員、山根委員、平尾委員、岡田委員、佐藤委員、若山委員、
上根委員、高藤委員、村中委員、美濃委員、岸委員、郡委員、
角田委員（順不同）13名出席

事務局 大島所長、白間副所長、藤井主任

3 委員の変更について

委員自己紹介

4 会長・副会長の選出

鳥取市消費者行政審議会条例第4条第1項の規定に基づき、会長に佐々木ちゑ子委員、副会長に美濃恭介委員を選出。

5 協議・報告事項

○令和4年度事業の状況について

（1）消費相談の状況について【資料①】

（事務局）

【資料①説明】

（2）消費者教育・啓発の事業実績及び成果の検証について【資料②、③】

（事務局）

【資料②、③説明】

（委員）

高齢者・障がい者等の消費者被害を防ぐ見守り体制については、周りの人への啓発・注意喚起が必要。ケアマネ等も協力できると思う。

（委員）

消費者教育・啓発に関する取り組みについて、市報、ウェブサイト等で啓発されている。ウェブサイト等、高齢者は見られない人が多いと思う。多くの高齢者への周知が必要。老

人クラブ等も積極的に関わればと思う。高齢者に優しい取り組みをお願いしたい。

(委員)

令和4年度の相談件数が前年度より増加している。何か要因があるのか。

(委員)

相談件数の増加については私からお答えしたい。

鳥取県消費生活センター各相談室で受けた相談について、令和4年度より地域の相談は地域で受けることとし、鳥取市民からの相談は鳥取市消費生活センターで受けていただくことになった。県消費センターの相談件数は減となっており、その部分が市消費生活センターの相談件数が増になっているものと考えている。

県消費生活センターでは、携帯電話会社との共催により高齢者や障がい者を対象にしたスマートフォン利用時の消費者トラブル回避と対処法について学んでいただくための出前講座を実施している。

(委員)

インターネット通販に関する相談が多いが、その内どれ位解決しているのか。

(委員)

高齢者層の相談件数は減っているが、若年者層の件数は増えているので、引き続き啓発は必要だ。

(委員)

鳥取市通話録音機能付電話機等購入補助金について、令和4年度実績が6件だが、この件数は多いのか。

(事務局)

各相談について、解決のための対処方法等をお伝えしているが、その後、結果について報告がある場合もあれば無いものもあり、解決割合の集計は行っていない。

鳥取市通話録音機能付電話機等購入補助金について、令和4年度は6件。報道等にもあるように特殊詐欺被害が増加している状況で令和5年度については、今日現在で20件交付している。

(委員)

エシカル消費について、若年層の意識や理解が中学生より高校生の方が低いように感じている。学校現場ではどのような取組をされているのか。

(委員)

東部小学校教育研究会では賢い消費について家庭科での学習を進めており、エコバッグの作成等も行っている。中学校では社会科部会で取り扱っている。

○令和5年度事業について

(3) 消費者教育・啓発の事業内容について【資料④、⑤】

(事務局)

【資料④、⑤説明】

○「鳥取市消費者行政基本方針」の一部修正について【資料⑥】

(事務局)

【資料⑥説明】

平成22年2月に策定された「鳥取市消費者行政基本方針」は、平成26年に成立した「改正消費者安全法」が平成28年4月から施行されるにあたり、駅南庁舎に設置していた消費生活相談窓口を「鳥取市消費生活センター」として新たに設置したことの記載及び機構改革等による現在の名称変更を行ったもの。

また、「鳥取市消費者行政基本方針」については、現状に合わせた内容の見直しが必要な時期が来ており、次回、検討いただこうと考えている。

6 その他

(事務局)

・鳥取市消費者見守りネットワークの設置

本市では、関係機関が連携し、全ての市民の消費者被害の未然防止・早期発見及び拡大防止等、消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うことを目的として、令和5年12月1日、「鳥取市消費者見守りネットワーク協議会」を設置する予定。

・木のまつりでの啓発イベント

11月3日（金・文化の日）に「特殊詐欺防止街頭啓発キャンペーン」を行う。

子ども向けに缶バッジの作成を行い、同伴の保護者等へ啓発を行う。

7 閉会